

自動車駐車施設の設置

さいたま市開発行為の手続に関する条例の適用を受ける建築物を建築する場合、次の「さいたま市自動車駐車施設の設置基準」により自動車駐車施設の設置について、協議します。

また、近隣商業地域及び商業地域並びに駐車場整備地区内に建築する集客施設については、「さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例」が適用されます。

さいたま市自動車駐車施設の設置基準

この基準は、さいたま市において建築物を建築する場合の自動車駐車施設の確保に関する設置基準を定め、良好な都市環境の維持及び確保を図るものとする。

1. 特定用途

(1) 適用区域

「さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例」(平成13年さいたま市条例第243号)の適用区域外

駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域以外の区域

(2) 対象となる建築物の用途

駐車場法第20条第1項に規定する特定用途に該当する建築物

劇場・映画館・演芸場・観覧場・放送用スタジオ・公会堂・集会場・展示場・結婚式場・斎場・旅館・ホテル・料理店・飲食店・待合・キャバレー・カフェー・バー・ナイトクラブ・舞踏場・遊技場・ボウリング場・体育館・百貨店その他の店舗・事務所・病院・卸売市場・倉庫及び工場

(3) 適用規模

自動車駐車施設の用に供する部分の床面積を除く、延床面積1,500㎡を超える建築物とする。

(4) 設置基準

床面積200㎡毎に1台(小数点以下切上げ)但し6,000㎡以下の建築物については、緩和措置を適用する。

(図-1参照)

(5) 大規模事務所の緩和措置

事務所の用途に供する部分の床面積が、10,000㎡を超える建築物に緩和措置を適用する。

(0㎡を超え ~ 10,000㎡以下の床面積) × 1.0.....

(10,000㎡を超え ~ 50,000㎡以下の床面積) × 0.7.....

(50,000㎡を超え ~ 100,000㎡以下の床面積) × 0.6.....

(100,000㎡を超え ~ の床面積) × 0.5.....

附置基準は、(+ + +) ÷ 200㎡とする。

(6) 荷捌き施設の附置

大量・恒常的な荷捌き需要を発生させる建築物には、荷捌き施設を附置させるものとする。

(7) 駐車施設の特例措置

当該建築物の構造又は敷地の状態からやむを得ないと市長が認める場合において、当該建築物の敷地から概ね300m以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に自動車駐車施設を附置したものとみなす。

2. 共同住宅

- ・敷地面積が500㎡～2,000㎡未満の場合 計画戸数の1台/2戸以上
 - ・敷地面積が2,000㎡以上の場合 計画戸数の2台/3戸以上
- 1台の駐車スペースは、5m×2.3m以上とする。

ただし、道路に面する場合は、5.5m×2.3m以上とする。

また、特殊な装置を用いる駐車施設の設置については、その装置の形式とする。

隔地の駐車施設は設置基準の1/2以内の範囲で、当該敷地から概ね300m以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に自動車駐車施設を附置したものとみなす。

3. その他

- ・この基準は、「さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例」の適用を受ける場合は、同条例の規定によるものとする。
- ・市街地開発事業等に該当する場合は、この基準の適用外とする。
- ・この設置基準に定めのない事項または、設置基準に疑義が生じた場合は、その都度協議を行い決定するものとする。

(図 - 1)

